

東多聞櫓照明設備整備業務仕様書

1 業務等件名

東多聞櫓照明設備整備業務

2 業務の目的

東多聞櫓は昭和 59 年に郡山城跡内に再建した城郭建築である。

令和 8 年 1 月より東多聞櫓を会場として展覧会を開催するにあたり、来場者に適正な照明環境で展示を鑑賞してもらうために、照明器具を整備するものである。

3 履行場所

東多聞櫓 1 棟（大和郡山市城内町 2 5 3 - 2）（別紙位置図のとおり）

4 履行期間

契約日～令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

5 業務内容

- ① 東多聞櫓内の既設照明器具（ベースライト、非常照明）および展示ケース内の間接照明を LED 照明に交換あるいは新設する。
- ② 施設内取替場所については、別紙図面のとおりとする。また、取替器具については、別紙の参考品番と同等以上のものとする。
- ③ 受注者は、施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務事務、施工監理及びその他の関連業務を実施する。
- ④ 受注者は、撤去した設備・資材等を適切に運搬・廃棄する。

6 照明器具の仕様

- ① 使用する照明器具は、一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内製造企業の製品とする。
- ② 製品の製造者は、ISO9001（品質）及び ISO14001（環境）認証を取得していること。
- ③ 光源寿命は、40,000 時間以上（光束維持率 70% 以上）の製品とする。
- ④ 作動保証温度範囲は、5℃から 35℃を満たす範囲とすること。
- ⑤ 照明器具及び光源（LED）は新品であること。また、照明器具以外に使用する材料についてもすべて新品を使用すること。
- ⑥ 設置する照明器具は、複数の製造企業の製品を組み合わせても可能とするが、照明器具の種類（ベースライト、非常照明、間接照明）ごとに同一製造企業の製品でまとめること。

- ⑦ 照明器具を取り換える場合には、既存器具の取付跡が目立たないように配慮すること。
- ⑧ 照明器具は、櫓内の内装に合わせた仕様とすること。
- ⑨ LED 照明によるちらつきや電波雑音、グレア等の問題を生じないものを選定すること。
- ⑩ 光色はベースライトは電球色（3, 000 K $\pm$ 5% 程度）、非常照明は昼白色（5, 000 K $\pm$ 5% 程度）、間接照明は白色（4, 000 K $\pm$ 5% 程度）とする。
- ⑪ LED 照明機器の LED 素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品を用いないこと。

7 照明器具の保証等

- (1) 照明器具の保証期間は5年間とする。なお、非常照明の蓄電池については、消耗品のため、本事業の保証対象としない。保証期間の始期はすべての器具設置完了を確認した時とする。
- (2) 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。また、不具合等が発生した際の連絡先を提出すること。

8 その他

- (1) 現地調査及び詳細設計において、回路調査等を十分に実施し、作業を安全かつ確実に実施すること。
- (2) 照明の配線は櫓内の内装に合わせた仕様とすること。
- (3) 設置作業にあたっての安全管理については、監督員と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (4) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (5) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (6) 作業終了後に床等の清掃を行うこと。
- (7) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを試験すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行うこと。試験結果は試験成績表に記載して提出すること。
- (8) 非常照明の交換については、関係法令を遵守すること。
- (9) 撤去した既存照明器具等の取扱いについては、関係法令を遵守し受注者で処分するものとする。
- (10) 本仕様書に記載しない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 31 年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 31 年版）」及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成 31 年版）」による。

(11) 本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、 監督員と協議すること。

9 提出書類

受注者は、下記の書類を提出すること。

(1) 契約後の業務開始時

① 業務計画書

② 着手届

(2) 業務完了時

① 試験成績表

② 作業報告書(施工写真を含む)

③ 業務完了報告書

④ 業務成果引渡書

⑤ 機器の取扱説明書及び保証書



